

事務連絡  
平成21年2月27日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 介護保険主幹部（局） 御中

厚生労働省老健局 計画課  
老人保健課

要支援者である介護保険施設等入所者に対する  
経過措置の終了に伴う対応について

平素より介護保険行政の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

平成17年の介護保険法改正に伴い平成18年4月1日より要介護認定制度が改正されたところ、同年3月31日以前に介護保険施設に入所しており、改正法（平成17年法律第77号）の施行後に要支援認定を受けた入所者については、改正法附則第11条の規定により、経過措置として、施行日以後3年間（平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間）に限り、要介護1に相当する認定を受けたものとみなし、施設介護サービス費等の給付を行うこととされたところであり、今般、本年3月31日をもって当該経過措置は終了することとなりますのでお知らせいたします。

各都道府県等におかれては、管内の市町村と連携の上、下記の点について管内の介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護保険施設等」という。）並びに地域包括支援センターに対し周知を行うなど、当該経過措置の適用を受けている方（以下「経過措置適用入所者」という。）の円滑な退所に向けた対応を採られるよう申し添えます。

記

1. 平成21年3月31日をもって当該経過措置は終了し、同年4月からは、経過措置適用入所者に対し施設介護サービス費（地域密着型介護老人福祉施設の入所者については地域密着型介護サービス費）の給付を行うことはできなくなる。

2. 介護保険施設等においては、経過措置適用入所者に対し 1. の内容を説明の上、地域包括支援センター等と連携しつつ、経過措置適用入所者が平成 21 年 3 月 31 日までの間に円滑に退所することができるよう取り計らっていただきたいこと。
3. 地域包括支援センターにおいては、退所後においても経過措置適用入所者が必要とするサービスを利用できるよう必要な対応を行っていただきたいこと。

担当：

厚生労働省老健局計画課  
企画法令係

電話：03-5253-1111

(内線 3971、3929)

(参照条文)

介護保険法 附則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

第八条 この法律の施行の際現に旧介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている者は、施行日に、新介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定（以下「新要介護認定」という。）を受けたものとみなす。この場合において、当該新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る介護保険法第二十八条第一項に規定する有効期間は、同項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る同項に規定する有効期間又は旧介護保険法第三十三条第一項に規定する有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第十一条 施行日において前条第一項本文又は第三項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文若しくは介護保険法第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた指定介護老人福祉施設の開設者、指定介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者が開設する当該指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設（以下この条において「旧指定介護老人福祉施設等」という。）に入所し、又は入院し、旧介護保険法第四十八条第一項の施設介護サービス費を受けていた者（以下「旧入所者」という。）であって、施行日以後厚生労働省令で定める期間内に新介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けたもの（厚生労働省令で定める要支援状態区分（新介護保険法第七条第二項に規定する要支援状態区分をいう。）に該当する者に限る。）は、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該旧指定介護老人福祉施設等に入所し、又は入院している間（当該旧指定介護老人福祉施設等に係る新介護保険法第七十八条の九、第九十二条第一項、第一百四十一条、第一百四十一条又は第一百五十二条の二十九第六項の規定による指定又は許可の取消しその他やむを得ない理由により、当該旧指定介護老人福祉施設等に継続して一以上の他の新介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設又は新介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）に入所し、又は入院した旧入所者にあつては、当該一以上の他の地域密着型介護老人福祉施設等に継続して入所し、又は入院している間を含む。）は、新要介護認定を受けたものとみなして、新介護保険法第四十二条の二及び第四十八条の規定を適用する。

介護保険法施行令 附則 (平成一八年三月三十一日政令第一五四号) 抄

(旧指定介護老人福祉施設等の旧入所者の要介護状態区分に関する経過措置)

第十二条 平成十七年改正法附則第十一条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る要介護状態区分は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める区分とする。

介護保険法施行規則 附則 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号) 抄

第十四条 平成十七年改正法附則第十一条の厚生労働省令で定める期間は、平成十七年改正法附則第八条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る同条に規定する有効期間の満了日の翌日までの期間(要介護認定の有効期間の満了日が平成十八年三月三十一日である者が平成十八年四月一日に要支援認定を受けた場合は同日までの期間)とする。ただし、平成十七年改正法附則第三条第一項の規定の適用を受ける市町村における平成十七年改正法附則第三条第二項において読み替えられた法第十九条第一項の規定による要介護認定を受けた者にあつては、平成十七年改正法附則第十一条の厚生労働省令で定める期間は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第百五十四号。以下「平成十八年改正令」という。)附則第十条の規定の適用を受けた者に係る当該認定の有効期間の満了日の翌日までの期間とする。

第十五条 平成十七年改正法附則第十一条の厚生労働省令で定める要支援状態区分は、認定省令第二条第一項各号に掲げる要支援状態区分とする。

第二十一条 平成十八年改正令附則第十二条の厚生労働省令で定める要介護状態区分は、認定省令第一条第一項第一号に掲げる要介護状態区分とする。

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

(平成十一年四月三十日厚生省令第五十八号)

(要介護認定の審査判定基準等)

第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第二十七条第五項前段(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。

一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態  
(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態(次条第一項第二号に該当する状態を除く。)

二～五 (略)

2 (略)

(要支援認定の審査判定基準等)

第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第三十二条第四項前段(法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。

一 要支援一 要介護認定等基準時間が二十五分以上三十二分未満である状態  
(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態

二 要支援二 要支援状態の継続見込期間(法第七条に規定する期間をいう。)にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態

2 (略)